

## 富山県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
2310010	宮崎	ミヤザキ	1	下新川郡朝日町	富山県	朝日町		◎			S26.7.28	S54.6.16	
2310020	入善	ニュウゼン	1	下新川郡入善町	入善町	入善		○			S26.12.13	H12.8.8	
2310025	石田	イシダ	1	黒部市	黒部市	くろべ		○		○	S59.12.27	S63.12.17	
2310030	高月	タツキ	1	滑川市	滑川市	滑川		○			S29.10.30		
2310040	四方	ヨカタ	1	富山市	富山市	とやま市		○	○		S26.7.28	S40.4.24	
2310050	阿尾	アオ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13		半島
2310060	藪田	ヤブタ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13	S47.3.29	半島
2310070	宇波	ウナミ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.7.28		半島
2310080	大境	オオサカイ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S27.11.24		半島
2310090	女良	メラ	1	氷見市	氷見市	氷見		○			S26.12.13	H2.7.2	半島
2320010	黒部	クロベ	2	黒部市	富山県	くろべ		○			S26.12.13	S51.1.16	
2320020	経田	キョウテン	2	魚津市	魚津市	魚津		○		○	S26.7.28	H9.1.21	
2320030	滑川	ナメカワ	2	滑川市	富山県	滑川		○			S26.7.28		
2320040	水橋	ミズハシ	2	富山市	富山市	とやま市		○		○	S26.7.28		
2330010	新湊	シンミナト	3	射水市	富山県	新湊		○	○		S27.12.29	H17.8.26	
2330020	氷見	ヒミ	3	氷見市	富山県	氷見		○	○		S27.6.23	H11.2.3	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。